

長崎大学病院研修施設使用内規

制定理由

長崎大学病院研修施設の使用に関し必要な事項を定めるため、この内規を制定するものである。

平成26年12月8日

長崎大学病院内規第37号

制定権者 長崎大学病院長 増崎 英明

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学病院研修施設（以下、「研修施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、研修施設を使用することができるものとする。ただし、使用者は、原則として長崎市外に居住する者であって、長崎県地域医療再生臨時特例基金事業の目的である長崎県における医療人材の育成、確保及び質の向上に資すると判断されるものとする。

- (1) 初期研修医及び後期研修医で、本院で開催される事業等又は本院が主催する事業等（本院開催事業等」という。）に参加する者
- (2) 他施設に所属する医学科、看護学科及び当該学科に相当する学科の学生又は大学院生で、本院開催事業等に参加する者
- (3) 長崎県内に勤務する医療技術職員で、本院開催事業等に参加する者
- (4) その他病院長が必要と認めた者

2 定員12名を超える申込みがあった場合の優先順位は、前項第1号から第4号の順とする。

(利用の手続)

第3条 宿泊の承認を受けようとするときは、所定の使用承認願を病院医療教育開発センター（以下「センター」という。）に使用初日を起算日とする2週間前までに提出するものとする。

2 病院長は、前項に規定する申請を適当と認めたときは、別に定める使用条件を付して使用の承認を与えるものとする。

(使用料)

第4条 第2条に掲げる使用については、使用者から使用料を徴しない。

(使用上の注意)

第5条 使用者は、使用物件を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(使用の承認の取消等)

第6条 病院長は、使用者がこの内規及び別に定める使用条件に違反した場合には、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項の場合において、使用者のいかなる損害についても、本院はその責を負わない。

(使用日時等の変更及び中止)

第7条 使用者は、使用の承認を受けた後において使用日時等を変更し、又は中止しようとするときは、使用日の前日までにセンターに申し出て、承認を受けなければならない。

(使用期間)

第8条 研修施設の使用期間は、引き続き5日以内とする。ただし、特別の事情により5日を超えて引き続き宿泊しようとする場合は、あらかじめ病院長の許可を得て、延長することができる。

(休館日)

第9条 研修施設の休館日は、原則として12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、当該休館日の直前又は直後が土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める休日である場合は、当該休館日と合わせて休館日とする。

(損害の賠償)

第10条 使用者は、故意又は重大な過失によりその使用に係る研修施設の設備、備品等を滅失又は毀損したときは、本院の指示に従って、速やかに原状に復さなければならない。

附 則

この内規は、平成27年1月1日から施行する。